

令和6・7年度藤岡市小規模契約希望者登録申請の手引き

令和6年1月1日現在

1 小規模契約希望者登録制度について

この登録制度は、令和6・7年度に市が発注する小規模な工事、修繕、物品の購入、業務委託等の契約のうち、入札参加資格審査申請（指名参加願）のない方でも契約することができる「小額で内容が軽易な契約」を希望する方を登録し、積極的に業者選定の対象とすることによって、市内事業者の受注機会の拡大に資することを目的としています。

※ 市との取引を希望する場合は、必ず登録手続きをおこなってください。（登録していない業者との取引は特殊な例を除き一切できません。）

2 対象となる契約等

対象となる小規模契約は、市が発注する小規模な工事・修繕、物品の購入、業務委託等の契約のうち、内容が軽易で履行の確保が確実であると認められるものであって、次の各号に掲げる契約の種類及び金額要件に該当するものに限定されます。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| (1) 工事又は製造の請負 | 1件あたりの設計金額が130万円以下のもの |
| (2) 物品等財産の買入れ | 1件あたりの予定価格が80万円以下のもの |
| (3) 機械、器具等物件の借入れ | 1件あたりの予定価格が40万円以下のもの |
| (4) 財産の売払い | 1件あたりの予定価格が30万円以下のもの |
| (5) 業務委託及び役務の提供等 | 1件あたりの予定価格が50万円以下のもの |

3 登録資格条件

小規模契約希望者登録制度に基づき登録できる者は、藤岡市内に主たる事業所を置く法人又は住所を有する個人で、次のいずれにも該当しないことが条件となります。

なお、建設業の許可の有無、会社経営の内容、技術職員の雇用状況などは問いません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ない者
- (2) 令和6・7年度藤岡市入札参加資格審査申請をおこなった者又はその名簿登録者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者
- (4) 市税を滞納している者
- (5) その他、公共発注の相手方として不相当であると市長が認めた者

4 登録申請の時期、方法等

(1) 申請書類

登録申請を希望する方は、藤岡市小規模契約希望者登録申請書（様式第1号）に次の書類を添えて申請してください。

- ① 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- ② 市長が発行する「未納税額のないことの証明書」→窓口＝納税相談課
- ③ 個人営業の場合は、本籍地の市区町村長が発行する身分証明書→窓口＝市民課（本市の場合）
法人にあっては登記事項証明書→本庁舎内の法務局出張所
- ④ 契約を希望する職種に必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- ⑤ 建設工事・修繕の登録を希望する場合は「工事实績書」（様式第3号）
- ⑥ その他、市長が特別に必要と認めた場合の書類

※1 ②・③については、申請日前3カ月以内に発行されたものとします。（写し可）

④は申請日時点で効力のあるものとします。

⑤は申請日前2年以内での主な実績とします。実績のない場合は提出不要です。

※2 証明書類の交付には認印、本人証明用の運転免許証等が必要です。代理人の場合には「委任状」が必要となります。

(2) 定期申請（随時申請）の受付期間・時間

- ① 受付期間 令和6年2月9日（金）から令和6年3月8日（金）（土・日曜日、祝日を除く）

②受付時間 午前9時から午後5時まで

※ 定期申請期間の終了後、令和6年4月1日からは随時申請として受け付けます。

(3) 登録の有効期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日（2カ年間）

※ 随時申請をおこなった場合は登録基準年から起算した残り期間となります。

(4) 申請書等の提出先（郵送不可）

①藤岡市総務部契約検査課 電話40-2223（直通）

② 同 鬼石総合支所鬼石振興課 電話52-3111

(5) 申請書等の提出部数 1部

5 小規模契約希望者登録名簿の取扱い

申請者は、簡単な資格審査後に「小規模契約希望者登録名簿」に登録されます。この名簿は市役所内に公開し、小規模契約案件の業者選定（見積合わせ等）の際に活用されます。また、入札・契約制度の透明性を確保するため、名簿は閲覧等により一般にも公開します。

なお、この名簿に登録されても業者選定や契約を確約するものではありませんので、予めご承知置きください。また、登録資格要件を満たさなくなった場合には、その期間は業者選定等の対象外となりますのでご注意ください。

6 登録事項の変更等

登録名簿に登録された後、登録事項に変更等が生じた場合は、「藤岡市小規模契約希望者登録事項変更・廃止届」（様式第4号）を速やかに提出してください。

7 登録の取消し等

登録名簿に登録されている者が、次のいずれかに該当した場合は、登録の取消し、若しくは相当の期間指名停止等の措置を講じることがありますのでご注意ください。

- (1) 営業を廃止し、又は休止したとき
- (2) 申請書等の記載事項を偽って記載したことにより登録名簿に登録された者
- (3) 登録者が、3の(1)から(5)に掲げる事項に該当するようになった時
- (4) 契約及びその履行に際して、不正又は不誠実な行為をおこなった者
- (5) その他、関係法令及び藤岡市契約規則等に違反する行為をおこなった者

8 請負代金の支払等

市から契約を受注したときは、契約書等に基づき履行期間内に契約事項を完了後、所定の検査を受け、検査合格後、正当な請求書の提出があった日から30日以内（工事及び製造の請負関係は40日以内）に代金を支払います。

9 申請書の入手方法

市役所契約検査課及び鬼石総合支所鬼石振興課で配布します。また、藤岡市のホームページからもダウンロードできます。

ダウンロード先

藤岡市ホームページ → 入札情報 → 業者登録・情報検索
→ 令和6・7年度藤岡市小規模契約希望者登録申請について

10 問い合わせ先

契約検査課 電話40-2223（直通）